

令和8年度南いわて出会い創出事業

企画提案審査要領

令和8年5月

岩手県南広域振興局
保健福祉環境部

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度南いわて出会い創出事業」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査項目及び配点

審査項目等は次のとおりとする。

審査内容	審査項目	審査基準	配点	
事業目的	目的の理解度及び合致度	事業目的を理解し、的確な提案となっているか。	10	10
企画	提案内容の精度	県南圏域の「地域資源」や「推し」を活用した特徴的な内容となっており、対象の関心を引き付けるものとなっているか。	10	40
		女性が参加したくなるようなイベント内容となっているか。	10	
		本業務は積極的な婚活には抵抗がある層をターゲットにしているが、一般的な婚活イベントとの差別化が図られているか。	10	
		当日のタイムスケジュールは、準備及び後片付けを含めて適切な運営が確保できるものとなっているか。	5	
		特に評価すべき点や、特に優れた内容が盛り込まれているか。	5	
事業効果	企画内容の実効性等	参加者同士が交流しやすく、連絡先等交換が積極的に行われるような工夫がなされているか。	20	20
業務遂行能力	組織体制、業務実績等	提案内容を確実に実行できる組織体制と認められるか。	10	20
		事業スケジュールが妥当であるか。	5	
		本業務に類する業務の十分な実績があるか。	5	
見積書	見積額及び積算の妥当性	見積限度額以内であり、業務の提案内容と整合性がとれているか。	10	10
計			100	

3 審査方法及び県への報告方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者による委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 参加者が4者を越える場合には、委員会において企画提案書による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された4者により、委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を行うものとする。なお、参加者が4者以下であった場合には、一次審査は実施しないものとする。
- (3) 参加者が1者のみの場合にも、委員会において企画提案書及び参加者によるプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県南広域振興局長に報告する。

委員ごとに100点を満点として評価・評点を行い、評点の最低基準は60点とし、基準点を下回った委員があった場合は、委員による協議によって委託候補者としての適格性を審査する。
- (4) 委員会の委員は、企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査基準ごとに評価を行い、審査基準等に評点を記入するものとする。
- (5) (4)の評点の合計点に基づき、委員ごとに上位3位まで順位点(1位＝5点、2位＝3点、3位＝1点)を付し、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて県南広域振興局長に報告する。
- (6) 選考委員会は、提案内容の詳細の再確認を要すると認められるなど決定に至らなかった場合、後日、再度審査を行い、順位等を決定する。
- (7) 選考委員会は、順位にかかわらず、いずれの企画提案も本業務を実施するにふさわしくないと認められる場合には、その旨の評価を付して県南広域振興局長に報告する。
- (8) 選考委員会は、順位等を決定するに当たり、本業務の執行に関しての意見を付すことができる。

4 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に郵送により書面で通知する。